

# 笛吹市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 3 月 29 日 策定  
令和 3 年 3 月 30 日 改定  
笛吹市農業委員会

## 1 基本的な考え方

平成 28 年 4 月に、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)の改正法が施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいくことが必要となった。

そのため、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化が求められるため、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、笛吹市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 25 年 12 月 10 日 農林水産業・地域の活力創造本部決定)で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから令和 5 年度末を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行うことになっているため、過去 3 年間の実績を踏まえ見直すものである。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 2 遊休農地の発生防止・解消について

### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
当初 (平成 30 年 3 月)	3,531 ha	211 ha	6.0 %
現状 (令和 3 年 3 月)	3,500 ha	240 ha	6.9 %
目標 (令和 6 年 3 月)	3,476 ha	186 ha	5.4 %

### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農業委員と推進委員の連携により、利用状況調査と利用意向調査を実施し、農家の意

向を踏まえた相談や指導など、農地の利用関係の調整を積極的に行う。

イ 従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止、遊休農地の早期発見等農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施する。

ウ 再生困難な農地については、所有者の将来的な意向を確認するとともに、農業委員・推進委員と連携し「非農地判断」を実施していく。

### 3 担い手への農地利用の集積・集約化について

#### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
当初 (平成 30 年 3 月)	3,531 ha	1,072 ha	30.4 %
現状 (令和 3 年 3 月)	3,500 ha	1,204 ha	34.4 %
目標 (令和 6 年 3 月)	3,476 ha	1,348 ha	38.8 %

#### 【参考】担い手の育成・確保

	総農家数	担い手			
		認定農業者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達者	特定農業 団体その他 の集落営農 組織
当初 (平成 30 年 3 月)	4,060 戸	935 経営体	8 経営体	96 経営体	0 団体
現状 (令和 3 年 3 月)	3,612 戸	913 経営体	6 経営体	204 経営体	0 団体
見込 (令和 6 年 3 月)	—	940 経営体	8 経営体	210 経営体	0 団体

※ 総農家数は、2015 年・2020 年農林業センサスの数値

#### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 市・農地中間管理機構・農協等と連携し、貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地等について、利用権設定や農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地利用の集積・集約を推進する。

イ 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整、利用権の再設定を推進する。

ウ 農業委員会として、それぞれの農業者の意思と地域の実情に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成・見直しに積極的に携わる。

#### 4. 新規参入の促進について

##### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人)	新規参入者数(法人)
当初 (平成30年3月)	43人	1法人
現状 (令和3年3月)	41人	2法人
目標 (令和6年3月)	55人	3法人

##### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 県・市・農協など関係団体と連携し、農業の魅力発信や支援制度の周知に努め、新規参入の促進を図る。また、農地の借入れ意向のある認定農業者や参入希望者(法人を含む。)を把握し、相談や農地のあっせんに努め積極的な支援を行う。

イ 農業委員及び推進委員は、市・農協・農業塾と連携し新規参入者(法人を含む。)の地域での受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため継続的な支援に努める。